

令和2年12月1日
国 税 庁



「令和2年7月豪雨」に係る
国税の申告・納付等の期限延長措置の終了について

- 1 令和2年7月豪雨に伴い、国税通則法第11条及び同法施行令第3条第1項の規定に基づき、令和2年7月31日付国税庁告示(国税庁告示第14号)により、下記の指定地域について、令和2年7月4日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。
- 2 今般、これらの地域における被災後の状況などを踏まえ、令和2年12月1日付国税庁告示により、これらの地域に国税の納税地を有する者に係る延長期日を令和3年2月1日とすることとしました。
- 3 この期日以降においても、令和2年7月豪雨の影響により申告・納付等ができない場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます(個別指定)。

また、申告は可能であっても、令和2年7月豪雨により財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方については、特例猶予が受けられますので、令和3年2月1日までに税務署に申請ください。

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、 球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、 球磨郡水上村、球磨郡五木村、 八代市坂本町 葦北郡芦北町

緊急のお知らせ

・[国税庁をかたった不審なメールや偽サイトにご注意ください（令和2年11月27日更新）](#)

・[本国税務局岡山税務署における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生及び検査窓口業務の一時中断・再開について（令和2年12月1日20時30分）](#)

・[札幌国税局札幌中央税務署における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について（令和2年12月1日20時45分）](#)

・[税務署の業務状況について（令和2年12月1日20時45分更新）](#)

令和2年分 [詳しくはこちら](#)

確定申告特案（準備編）

郵送やインターネットで申請できます

納税の種子、納税証明書など

注目ワード

- ・年末調整がよくわかるページ
- ・**災害関連情報（令和2年7月豪雨等）**
- ・申告・納付期限の延長
- ・納税が困難な方へ
- ・所得税の確定申告
- ・e-Tax
- ・消費税の軽減税率・インボイス制度
- ・酒類の輸出促進
- ・不審な電話にご注意を

新型コロナウイルス感染症関連情報

重要なお知らせ

- ◆[国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について（令和2年9月18日）](#)
- ◆[納税が困難な方へ](#) [▼おさく](#)
- ◆[申告・納付期限の延長](#) [▼おさく](#)
- ◆[酒類事業者等の方へ](#) [▼おさく](#)
- ◆[緊急経済対策における税制上の措置](#) [▼おさく](#)

特案：新型コロナウイルス感染症に関する対応等について（詳しくはこちら）

新着情報

ホーム [税の情報・手続・用紙](#) [税について調べる](#) [災害関連情報](#)

災害関連情報

災害により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
このページは、災害に関する申告・納付等に係る手続や個別の災害関連情報を掲載しております。
ご覧になりたい項目をクリックすると、該当の箇所へ移動します。

[最新のお知らせ](#)
[災害により被害を受けたとき](#)
[個別の災害に関するお知らせ](#)

最新のお知らせ

- ・[令和2年7月豪雨に関するお知らせ（令和2年12月1日）](#)
- ・[令和元年9月1日から令和2年9月30日に関するお知らせ（令和2年7月1日）](#)
- ・[令和元年9月の前線に仕う大雨により被害を受けた皆様方へ（令和元年9月29日）](#)

災害により被害を受けたとき

被害により被害を受けた場合には、以下のような申告書・納付書に係る手続等がありますので、状況が

税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
 - ・所得税（確定申告書作成コーナー）
 - ・タックスアンサー（よくある税の疑問）
 - ・税の相談
 - ・税目別情報
 - ・路線価図・評価倍率表
 - ・災害関連情報
 - ・国際税務関係情報
 - ・税についての上手な調べ方
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お薬に関する情報
- 税の学習コーナー

[本文へ](#) [English](#) [文字拡大・読み上げ](#) [利用者別に調べる](#) [サイトマップ](#)[ホーム](#)[税の情報・手続・用紙](#)[刊行物等](#)[法令等](#)[お知らせ](#)[国税庁等について](#)[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [災害関連情報](#) / [令和2年7月豪雨に関するお知らせ](#)

令和2年7月豪雨に関するお知らせ

国税庁

この度の令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
今回の豪雨により被害を受けた場合には、次のような税制上の措置（手続）がありますので、ご確認ください。

令和2年7月豪雨における国税の申告期限等の延長について

国税庁では、令和2年7月豪雨による被害に伴い、熊本県の一部の地域を対象に国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じておりましたが、当該申告・納付等の延長期限の期日を「令和3年2月1日」に指定しました（令和2年12月1日国税庁告示）

なお、この期日以降においても、令和2年7月豪雨の影響により申告・納付等ができない方については、所轄税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長措置を受けることができますので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

[「令和2年7月豪雨」に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了について（令和2年12月1日）（PDF/125KB）](#)

[「令和2年7月豪雨」に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了に伴う振替納税のお知らせ（令和2年12月1日）（PDF/230KB）](#)

[熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等の延長について（令和2年7月31日）（PDF/97KB）](#)

[「令和2年7月豪雨」に係る国税の申告・納付等の期限の延長について（令和2年7月31日）（PDF/133KB）](#)

[「令和2年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分」、「令和2年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分」の振替納税をご利用の皆様へ（令和2年7月31日）（PDF/110KB）](#)

[「令和2年7月豪雨」により被災された納税者の相続税及び贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について（令和2年8月）（PDF/179KB）](#)

災害により申告等が期限までにできない方

「令和2年7月豪雨」に係る国税の申告・納付等の期限の延長について（PDF/133KB）に記載のとおり、指定地域外に納税地のある方（熊本県の一部の地域外に納税地のある方）であっても、災害により申告・納付等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられます。

例えば、毎月10日の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、この度の豪雨により被災したため期限までに行うことができない場合には、期限の延長（災害による申告・納付等の期限延長申請）を受ける手続があります。この手続は、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

申告書等用紙の発送に係るお知らせについて

1 発送の見合せについて

この度の令和2年7月豪雨の発生に伴い、熊本県の一部の地域内に納税地又は連絡先の事務所所在地がある納税者の皆様への申告書等用紙の発送につきましては、次のとおりとさせていただきます。